

②青森市工事請負請書標準約款【新旧対照表】

改正後	改正前
(総則) 第1条 この契約を履行するに当たり、この約款 <u>(請書を含む。以下同じ。)</u>に基づき、別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質疑回答書(以下「設計図書」という。)に従い、日本国の法令を遵守します。 (後略)	(総則) 第1条 この契約を履行するに当たり、この約款に基づき、別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質疑回答書(以下「設計図書」という。)に従い、日本国の法令を遵守します。 (後略)
第2～13条(略)	第2～13条(略)
(条件変更等) 第14条 工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちにその旨を監督員等に通知します。 (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質疑回答書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。) (2) 設計図書に誤り又は脱漏があること。 (3) 設計図書の表示が明確でないこと。 (4) 工事現場の形状、地質、<u>湧</u>水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。 (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。 (後略)	(条件変更等) 第14条 工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちにその旨を監督員等に通知します。 (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質疑回答書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。) (2) 設計図書に誤り又は脱漏があること。 (3) 設計図書の表示が明確でないこと。 (4) 工事現場の形状、地質、わき水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。 (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。 (後略)
第15～21条(略)	第15～21条(略)
(部分引渡し) 第22条 工事目的物について、市が設計図書において工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下「指定部分」という。)がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第19条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、第20条中「請負代金」とあるのは「<u>部分引渡し</u>に係る請負代金」と読み替えてこ	(部分引渡し) 第22条 工事目的物について、市が設計図書において工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下「指定部分」という。)がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第19条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、第20条中「請負代金」とあるのは「指定部分に係る請負代金」と読み替えてこ

②青森市工事請負請書標準約款【新旧対照表】

改正後	改正前
これらの規定を準用します。 (後略)	これらの規定を準用します。 (後略)
第 2 3 ～ 2 5 条 (略)	第 2 3 ～ 2 5 条 (略)
(催告によらない契約の解除) 第 2 6 条 次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除されても異議はありません。 (中略) (9) 次のいずれかに該当するとき。 イ <u>役員等(受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)又はその使用人が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。</u> ロ <u>役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなど</u>していると認められるとき。 ハ <u>役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している</u>と認められるとき。 ニ <u>役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなど</u>していると認められるとき。 ホ <u>役員等が、</u>暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。 ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。	(催告によらない契約の解除) 第 2 6 条 次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除されても異議はありません。 (中略) (9) 次のいずれかに該当するとき。 イ 自ら、役員又は使用人が 暴力団員であると認められるとき。 ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。 ハ 自ら、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。 ニ 自ら、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。 ホ 自ら、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。 ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

②青森市工事請負請書標準約款【新旧対照表】

改正後	改正前
ト 自ら、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、市から当該契約の解除を求められたにもかかわらず、従わなかったとき。	ト 自ら、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、市から当該契約の解除を求められたにもかかわらず、従わなかったとき。
第 2 7 ～ 3 2 条（略）	第 2 7 ～ 3 2 条（略）